

## 「滋賀県建築基準条例」等の一部改正について

### 1. 改正内容

- ・建築基準法の一部改正により、特定行政庁が建築・存続の許可をした応急仮設建築物等について、当該許可の期間を超えて使用する特別の必要がある場合に、当該許可の期間を延長することができる規定が新たに創設され、法律の項ずれが生じることから所要の整理を行うもの。

### 2. 改正の経緯

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(R4. 3. 4 閣議決定)により建築基準法が一部改正された。  
(令和 4 年 5 月 20 日公布、令和 4 年 5 月 31 日施行)

### 3. 改正の概要

#### (1) 建築基準法の改正概要

- ・現状：仮設建築物等については、恒久的な建築物と異なり一部の法適用が除外。  
存続期間は最長 2 年 3 か月。
- ・支障：近年の災害の頻発化、激甚化等に伴い、庁舎、医療施設、応急仮設住宅等の仮設建築物の存置期間が 2 年 3 か月では対応が困難となる場合がある。
- ・改正：特定行政庁が安全上、防火上支障がなく、公益上やむを得ないと認めた応急仮設建築物等は、1 年ごとに存続期間を延長することを可能とする規定の創設。
- ・効果：許可の延長規定を新設することにより、地域の災害の状況等に応じた対応が可能となり、円滑な災害復旧・復興等に資する。

#### (2) 関係する条例の改正概要

##### 1) 滋賀県建築基準条例

法の一部改正に伴う項ずれの対応 (第 36 条の 2 関係)

##### 2) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

法の一部改正に伴う項ずれの対応 (別表 15 項関係)

##### 3) 滋賀県使用料および手数料条例

法の一部改正に伴う項ずれの対応 (別表(43)、注 3 関係)

##### 4) 滋賀県流域治水の推進に関する条例

法の一部改正に伴う項ずれの対応 (第 14 条 (3) 関係)

### 4. その他

- ・建築基準条例について、大津市の区域においては大津市建築基準条例が適用される。
- ・大津市建築基準条例における同等部分は、9 月議会で改正される予定。

## 滋賀県建築基準条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）等の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、建築基準法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。

ア 滋賀県建築基準条例

イ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）

ウ 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）

エ 滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県建築基準条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第36条 省略 （適用除外）</p> <p>第36条の2 省略</p> <p>2 この条例の規定は、<u>法第85条第5項</u>もしくは<u>第6項</u>の規定による許可を受けた仮設興行場等、<u>法第87条の3第5項</u>の規定による許可を受けた興行場等または<u>同条第6項</u>の規定による許可を受けた特別興行場等については、適用しない。</p> <p>第36条の3～第37条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第36条 省略 （適用除外）</p> <p>第36条の2 省略</p> <p>2 この条例の規定は、<u>法第85条第6項</u>もしくは<u>第7項</u>の規定による許可を受けた仮設興行場等、<u>法第87条の3第6項</u>の規定による許可を受けた興行場等または<u>同条第7項</u>の規定による許可を受けた特別興行場等については、適用しない。</p> <p>第36条の3～第37条 省略</p> <p>付則 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第2条関係）		本則・付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(14) 省略		(1)～(14) 省略	
(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 省略 エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 （ア） 法第85条第5項および第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付 （イ）～（オ） 省略 （カ） 法第87条の3第5項および第6項の規定による興行場等および特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受付 オ～キ 省略	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町	(15) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 省略 エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務 （ア） 法第85条第6項および第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付 （イ）～（オ） 省略 （カ） 法第87条の3第6項および第7項の規定による興行場等および特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受付 オ～キ 省略	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町

|(15)の2～(76) 省略

|(15)の2～(76) 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第3条関係）

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第1～別表第42 省略		別表第1～別表第42 省略	
別表第43		別表第43	
建築基準法に基づく事務手数料		建築基準法に基づく事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1)～(30) 省略		(1)～(30) 省略	
(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	130,000円	(31) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	130,000円
(31)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(31)の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
(32)～(40)の4 省略		(32)～(40)の4 省略	
(40)の5 法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	130,000円	(40)の5 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	130,000円
(40)の6 法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	(40)の6 法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円

(41)～(49) 省略		(41)～(49) 省略	
<p>注 1・2 省略</p> <p>3 (2)の項イ ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第2号</u>に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分（建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。）があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。</p> <p>4～8 省略</p> <p>別表第43の2～別表第71 省略</p>		<p>注 1・2 省略</p> <p>3 (2)の項イ ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律第2条第1項第2号</u>に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分（建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。）があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。</p> <p>4～8 省略</p> <p>別表第43の2～別表第71 省略</p>	

滋賀県流域治水の推進に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第13条 省略</p> <p>（浸水警戒区域における建築物の建築の制限）</p> <p>第14条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条以下 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略</p> <p>（浸水警戒区域における建築物の建築の制限）</p> <p>第14条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 建築基準法第85条第6項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条以下 省略</p>